



西京地区更生保護女性会々則

【名称】

第1条 本会は西京地区更生保護女性会と称す。

【事務所】

第2条 本会の事務所を会長宅におく。

【目的】

第3条 本会は女性の立場から西京地区における更生保護事業に協力し、特に青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 更生保護事業に対する協力援助
2. 青少年の健全育成活動の実践
3. 犯罪防止活動の推進助長
4. 関係機関団体との連絡協調
5. その他前条の目的を達成のために必要な事業

【会員】

第5条 本会は西京地区に居住し、本会の目的に賛同する女性をもって会員とする。

【部制】

第6条 部会制を設け事業の推進を計る。

【役員】

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1. 会 長 | 1 | 名 |
| 2. 副会長 | 若 干 | 名 |
| 3. 庶 務 | 1 | 名 |
| 4. 会 計 | 1 | 名 |
| 5. 監 査 | 2 | 名 |
| 6. 幹 事 | 若 干 | 名 |
| 7. 部 長 | 各部 | 1名 |

【役員を選任】

第8条

1. 会長は会員の中から互選する。
2. 副会長及び役員は会長に一任する。
3. 幹事は各学区より選出する。
4. 部長は部会で選出する。

【役員の職務】

第9条

1. 会長は本会を代表し会務を掌握する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 庶務は本会の一般事務を行う。
4. 会計は会計経理に関する業務を行う。
5. 監査は会務の監査にあたる。

【役員の任期】

第10条

1. 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
2. 役員はその任期が満了しても後任が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。
3. 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

【顧問及び参与】

第11条

1. 本会に顧問及び参与をおくことができる。
2. 顧問及び参与は総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は会長の諮問に応じ意見を述べる。

【会議】

第12条

1. 本会の会議は総会及び役員会・幹事会とする。
2. 総会は毎年開催する。但し必要ある場合は臨時総会を開催する。
3. 役員会・幹事会は必要ある都度会長が召集する。
4. 会議議事は会長が出席者過半数の同意をもって決し賛否同数のときは会長が決する。

【経費】

第13条

1. 本会の運営に必要な経費は会費・助成金・寄付金その他の収入を以て当てる。会員は会費として当分の間年額1500円納入する。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
3. 決算は会長がこれを役員会にはかり総会に報告する。

【会則の変更】

第14条 この会則は総会の決議により改正することができる。

【実施細則】

第15条

1. 本会の運営のために必要な細則は会長が役員会及び幹事会にはかり別に定めることができる。
2. 弔慰金は本人に限る。

附 則

1. この会則は平成17年4月26日から施行する。
2. これまでの西京地区更生保護婦人会々則(昭和52年4月23日から施行)は廃止する。